

平成 23 年度工事監査実施要領

- 1 根拠法令
地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項
- 2 監査対象及び実施基準
下記の 1)～3)を全て満し、かつ 4)～9)のうちいずれかに該当するものの中から選定し、実施する。
 - 1) 都市開発部、土木部が平成 23 年度に施工する工事(継続工事を含む)のうち、契約金額が 500 万円以上の工事から選定する。
 - 2) 平成 23 年 12 月初旬現在、契約が締結されているもの。
 - 3) 平成 24 年 2 月初旬現在、工事中であるもの。
 - 4) 各課別工事のうち契約金額が最大の工事。
 - 5) 契約金額が 1 億円以上の工事。
 - 6) 契約比率が 80%以下の工事。
 - 7) 契約変更のある工事。
 - 8) 1 日の施工金額が 100 万円以上の工事。
 - 9) 工期比率が 50%以上の工事。
- 3 日程及び監査会場
別紙参照。
- 4 監査の着眼点
 - 1) 計 画
工事計画は妥当か。
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
 - 2) 設 計
事業目的に適合した設計になっているか。
事前調査、調整が十分行われているか。
現場の状況に適合した経済的設計になっているか。
将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。
仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。
 - 3) 積 算
歩掛、単価が適正に算出されているか。

数量、金額は適正か。

4) 施 工

設計図書に基づいた施工がされているか。

工事施工計画は適正か。

各種検査、試験成績表は適正か。

工程管理は的確に行われているか。

保安及び災害対策が適切に行われているか。

5) 変 更

変更理由、工期は適正か。

変更協議書等が適時、適切に行われているか。

6) 契 約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

5 監査の方法

1) 監査委員は関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を実施する。

2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、監査基本計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から提出された契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い、工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告する。

6 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

7 その他

この他に必要な事項は監査委員が定める。

平成23年度 工事監査(概要説明・現場説明)日程及び時間割表

	平成24年2月1日(水)	平成24年2月2日(木)
午前	<p>監査委員室にて設計概要等の説明 (10:30~)</p> <p>(1)都市開発部 施設課</p> <p>① 臨海球技場第一グラウンド改修工事</p> <p>② 葛西清掃事務所震災復旧その他に伴う外部配管等改修工事</p> <p>葛西清掃事務所電気設備改修工事</p>	<p>監査委員室にて設計概要等の説明 (10:30~)</p> <p>(1)土木部 街路橋梁課</p> <p>④ 新川護岸耐震補強工事(その5)</p> <p>(2)土木部 保全課</p> <p>⑤ 歩道改良工事(その1) 東大島駅前広場の改修</p>
午後	<p>現場にて、工事状況等の説明 (1時15分 委員出発)</p> <p>(1)都市開発部 施設課 (概要説明)</p> <p>① 臨海球技場第一グラウンド改修工事</p> <p>② 葛西清掃事務所震災復旧その他に伴う外部配管等改修工事</p> <p>葛西清掃事務所電気設備改修工事</p>	<p>現場にて、工事状況等の説明 (1時15分 委員出発)</p> <p>(1)土木部 街路橋梁課</p> <p>④ 新川護岸耐震補強工事(その5)</p> <p>(2)土木部 保全課</p> <p>⑤ 歩道改良工事(その1)</p>